

# 平成28年度 四万十町農業委員会 第7回大正・十和農地部会 議事録

1. 期 日 平成28年10月26日(水)
2. 場 所 四万十町役場 十和地域振興局2階第1会議室
3. 時 間 開 会 13時30分  
閉 会 15時26分

## 4. 出席・欠席

議席番号	出欠	氏 名	議席番号	出欠	氏 名
1	○	竹内 純	11	○	宗海 弘
2	○	那須 富男	12	○	秋田 公幸
3	○	平野 建夫	13	○	芝 陽一
4	○	吉良 榮	14	○	中原 英昭
5	○	田村 久美子	15	×	山崎 力
6	○	武内 榮	16	○	佐々木 汀
7	○	佐々木 通	17	○	山脇 文男
8	○	宮谷 和夫	18	○	上戸 利夫
9	○	芝 俊樹	19	○	林 幸一
10	○	武内 亮			

## 5. その他の出席者

事務局 山本英明、友永龍二、横山祥与

## 6. 提出議案

- |      |        |                                 |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 指定第13号 | 会期の決定                           |
| 日程第2 | 指定第14号 | 議事録署名委員の指名                      |
| 日程第3 | 報告第5号  | 非農地証明願いについて                     |
| 日程第4 | 議案第19号 | 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について       |
| 日程第5 | 議案第20号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第6 | 議案第21号 | 現況確認願いについて                      |
| 日程第7 | 議案第22号 | 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について    |
| 日程第8 | その他    | 平成28年度 第8回(11月)農地部会の日程について      |
|      | その他②   |                                 |

議 長 本日はお忙しい折、会議にご出席いただき誠にありがとうございます。  
皆さん稲刈りもほとんど終わっていることと思います。今年は稲刈りは大変  
苦勞したのではないかと思います。  
12月1日には、全国農業委員会会長の会があり、大臣たちとも話をしたり  
するような段取りもしているそうです。大正・十和からは私と、窪川からは農  
地部会長が行くようになっております。帰ってきましたら報告したいと思いま  
す。よろしくをお願いします。

それでは、只今より「平成28年度 四万十町農業委員会第7回大正・十和  
農地部会」を開会いたします。

ご起立をお願いします。

・・・礼・・・よろしくをお願いします。

ご着席下さい。

四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4  
条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしく  
をお願いします。

本日の会議に15番 山崎委員より本会議についての欠席の申し出がありま  
したことをご報告いたします。

次に部会の会議成立についてですが、本日の出席者は、18名となっております。  
したがって、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により、在  
任する委員の過半数が出席しておりますので、本日の大正・十和農地部会は成  
立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

続きまして、農業委員会憲章朗読を行います。憲章は、添付資料の最後にご  
ざいますのでご覧下さい。本日の憲章朗読は、14番 中原 英昭 委員 に  
お願いいたします。ご起立をお願いします。

中原 委員 ご唱和をお願いします。

・・・憲章朗読・・・

議 長 ご着席ください。

日程第1指定第13号「会期の決定」についてですが、平成28年度四万十町  
農業委員会第7回大正・十和農地部会の会期は、議長において本日26日、一  
日と定めますが、ご異議ございませんか。

・・・「異議なしの声」あり・・・

異議なしと認め、平成28年度 四万十町農業委員会第7回大正・十和農地

部会の会期は、本日 26 日、一日と決定いたしました。

日程第 2 指定第 14 号「議事録署名委員の指名」についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を 2 名指名いたします。議長において、指名することにご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、12 番 秋田 公幸委員、13 番 芝 陽一委員を指名いたします。よろしく申し上げます。  
尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

日程第 3 報告第 5 号「非農地証明願いについて」  
事務局より報告願います。

事務局 報告第 5 号 「非農地証明願いについて」  
四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により、非農地証明書を発行したので報告する。  
平成 28 年 10 月 26 日

それでは、報告第 5 号 番号 1 番について議案書をもとに報告いたします。

番号 1 番 申請地 四万十町市ノ又 字シメノ木ダ 128-2 登記地目・田面積・415 m<sup>2</sup> 以下 4 筆、合計 5 筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は田として利用していたが、休耕となって 10 年以上経過しており現在は一部雑木が生え原野化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成 28 年度 9 月 5 日です。以上報告を終わります。

議長 報告第 5 号について事務局の報告が終わりました。これは事務処理報告ですが何かございますか。

特になければ、日程第 3 報告第 5 号「非農地証明願いについて」は終わらせて頂きます。

日程第 4 議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分の決定を求める。

それでは、議案第 19 号 番号 1 番、2 番について議案書をもとにご説明いたします。

番号 1 番の申請地は 9 筆になります。  
所在地及び地目 四万十町小野字シモダバ 726-1 地目及び現況・田 面

積・147㎡です。以下8筆あり合計で9筆、面積2,099㎡となります。権利事由は贈与による所有権移転です。譲受理由は相手方の要望です。譲渡理由は経営規模縮小です。譲受人の耕作面積は9,110㎡で下限面積は達成しております。

番号2番の申請地は13筆になります。

所在地及び地目 四万十町大井川字沖駄馬 809-3 地目及び現況・畑 面積・112㎡です。以下12筆あり合計で13筆で、3,903㎡となります。権利事由は贈与による所有権移転です。譲受理由、譲渡理由は、親から子への一括贈与とのことです。譲受人の耕作面積は0㎡です。贈与される農地面積は3,903㎡になりますので、取得後に下限面積は達成となります。

番号1番、2番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第19号について事務局の説明が終わりました。担当委員は、補足説明があればお願いします。

芝 俊樹委員 番号1番について補足説明いたします。  
事務局とともに農地確認いたしました。譲渡人であります方は、町外に出てしばらくたっており、実家が譲受人の方の家の隣にあります。そのため親同士が山の仕事を一緒にしていた関係上、知っている方に譲渡したいということでこのような形になっております。

宮谷 委員 番号2番について補足説明いたします。  
譲受人及び譲渡人は、家族になりますが確認をしてみました。今までも親子で協力しながら作業をしていたようで、これからも親子として協力しながら作業をしていくということです。農地の現況、農作業の日数などについても確認をしております。

議長 議案第19号 番号1番、2番について質疑を許します。  
質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第19号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定  
について 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請の意見の決定を求める。

議案第 20 号 番号 1 番、2 番について議案書をもとにご説明いたします。

番号 1 番の申請地は 1 筆になります。

所在・四万十町古城 字ヲキノカハ 968 登記地目・畑 現況・畑 面積・  
191 m<sup>2</sup>の内 22.9 m<sup>2</sup> の農地で農地区分は第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件  
にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断をいたします。

転用目的は墓地です。転用理由は納骨堂の新設です。転用計画につきましては  
は、土地利用計画図に図示されている形で墓地を設置する計画です。周囲の状  
況は、東側については自己の所有する雑種地に農業用倉庫が建っております。  
西側は同意ありの田、南側については自己の所有する田となっております。北  
側についても、同意ありの田となっております。土地の造成計画については、  
整地のみですが納骨堂周囲はコンクリート舗装となります。進入路は南西側の  
自己所有地である宅地より歩いて進入します。排水計画については、雨水は自  
己所有地である申請地の畑部分にて自然浸透とする計画です。また、墓地埋葬  
法の許可申請についても担当課を通じ、保健所へ進達されていることを確認し  
ております。

番号 2 番の申請地は 1 筆になります。

所在 四万十町十和川口 字フチノ上へ 328-1 登記地目・畑、現況・畑 面  
積 292 m<sup>2</sup>の内 9 m<sup>2</sup>の農地で、農地区分は第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件に  
も該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断いたします。

転用目的は墓地です。転用理由は納骨堂の新設です。転用計画につきましては  
は、土地利用計画図に図示されている形で墓地を設置する計画です。周囲の状  
況は、東側は自己の所有する畑となっております。西側は自己の所有する宅地  
で、南側は公衆用道路を挟んで鉄道、北側は同意ありの畑となっております。  
土地の造成計画については、砕石敷による整地のみとなります。進入路は西側  
の自己の所有地である宅地より歩いて進入します。排水計画については、雨水  
は周囲の自己所有の畑部分にて自然浸透とする計画です。また、墓地埋葬法の  
許可申請についても担当課を通じ、保健所へ進達されていることを確認して  
おります。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第 20 号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員は補足説明があれば順次申し上げます。

吉良 委員 補足説明いたします。

申請人と現地に行き、話をお聞きしました。

現在管理をしているお墓は、細い急勾配の道を 200mほど登った裏山の山中  
にあり、その上、急斜面に位置します。本人も高齢となり、今後の管理が難し  
くなると思われ納骨堂を新設し、家族で守って行くつもりでおります。必要な  
面積として 20 体ほどの墓石を移設し、移設するために必要最小限の面積と思

われます。墓地にするための条件ですが、非常に条件もよく、畑との境界を  
するだけで墓地として可能です。雨水排水対策につきましては、申請地の北側は  
数m高くなっており、南側は通路を挟んで自己所有地となって申請地内への自  
然浸透とし、近隣への影響がないように配慮しております。同意を必要とす  
る土地所有者からも許可を得ており、また保健所からも確認に来ておりすぐ  
に許可がくるようです。工事に伴い、狭い町道の工事車両等の乗り入れ、騒音な  
ども住民から承諾を得ており問題ありません。申請者は三世同居しており、  
後継者もあり、林業関係の仕事につきながら農地を守り、地域の行事にも参加  
をしています。申請者は住民から信頼され期待もされております。また、工事  
費も用意されており、資金面も問題ありません。許可をいただき次第工事を始  
め、来年4月頃の完成を目指しております。完成後、県道から直接見える位置  
になりますが、対岸になり200mほど距離もあります。不快感を与えるとは思  
いませんが、季節の花など植え見えないように心掛けるつもりでございます。  
以上確認の結果、問題ないと判断いたしました。

宗海 委員 補足説明をいたします。

申請者の方と面会いたしまして、お話を伺い、現地も確認いたしました。隣  
接する農地ほとんどが申請者の農地でございますが、1筆、第三者の方もおり  
ますが、その方とも直接会ってお話を伺った所、墓地ということもありこれは  
お互い様ということで、快く承諾してくれたそうです。また、保健所等に関し  
ましても手続きをなされているようで、何も問題ないかと思われま。以上で  
す。

議 長 議案第20号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
意見決定について」は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩といたします。

・・・休憩・・・

定刻となりましたので再開いたします。

日程第6 議案第21号「現況確認願いについて」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 21 号 「現況確認願いについて」次の土地は、現在農地として耕作の用に供しているとの申し出がありましたので、現況農地であることの決定を求める。平成 28 年 10 月 26 日

番号 1 番を議案書をもとにご説明いたします。議案第 21 号につきましては、議案第 22 号に関連する議案となります。

番号 1 番 申請地 四万十町下津井 字大松山 885 登記地目・山林 面積・4,721 m<sup>2</sup>の内、耕作道を除く、現に耕作の用に供している 3,479 m<sup>2</sup> 以下 8 筆あり、合計 9 筆で面積 35,744.9 m<sup>2</sup>となります。現況及びその根拠ですが、平成 24 年より栗畑として整備、肥培管理されており、今後も農地として利用していく事から現況の確認の願い出がされました。平成 28 年 10 月 17 日に現況の調査、確認を地区担当委員に行っていたいております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。

議長 議案第 21 号について、事務局の説明が終わりました。担当委員は補足説明があればお願いします。

林委員 以前、現地を見ていただきましたが、現在は地目としては山林になっていますが、しっかりと栗を植え、肥培管理をしているので農地として認めてほしいという願いがありました。担当の作業しておられる方と会って話をしました。はっきり言いまして、今年は 4、5 年生ということで収穫は上がっていません。そこでこれからどうなのですか？という話をさせて頂きました。今、4 人くらいで作業してまして、今からは上がっていくという事で一生懸命作業をし、管理もし、少し肥料関係も少なかったことで今年は肥培管理もしっかりして収入を上げていきたいという熱心に努力をしている姿を見させて頂きました。この後で案件として利用権設定がかかってきますが、これもあくまで条件付きの事になってきますので、管理ができなくなると山に返しますよという事を伝えております。現況をしっかり管理していくということを私自身も確認をしてこの会に来ましたのでそのことを皆さんに報告して、現時点においては現況をしっかり管理し、樹園地として認められると判断しております。

議長 議案第 21 号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なしと認め質疑を終結し採決します。

議案第 21 号「現況確認願いについて」は、原案のとおり現況が農地であることを決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 21 号「現況確認願いについて」は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 22 号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 28 年 11 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により 四万十町長より提出がありましたので決定を求める。平成 28 年度 10 月 26 日 四万十町農業委員会 会長 林 幸一

それでは議案第 22 号 番号 1 番について議案書をもとに集積計画について順にご説明いたします。

番号 1 番の利用権を設定する農地は 9 筆になります。

所在 四万十町下津井 字大松山 885 現況地目・畑 面積・4,721 m<sup>2</sup>の内 3,479 m<sup>2</sup>です。以下 8 筆あり合計で 9 筆、面積・35,744.9 m<sup>2</sup>となります。契約期間ですが平成 28 年 11 月 1 日より平成 38 年 10 月 31 日までの 10 年間となります。栗を作付の計画で、使用貸借契約による新規での設定となります。なお、利用権の設定を受ける同法人は、農地所有適格法人ではない一般法人ですので、解除条件付きでの利用権設定となります。そのため、Ⅰ地域の役割分担やⅡ役員の仕事要件については満たしていると確認しました。また、共通事項のとおり解除条件を追加しております。

なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第 22 号について事務局の説明が終わりました。番号 1 番について担当委員は補足説明があればお願いします。

林 委員 町からこの案件があがってきたということで、私も担当の方と長い時間話しまして今後のしっかりとした管理の仕方も含めて考え方をお話させて頂きました。一生懸命 10 年間という契約のもとで、今 4 年たっておりますのでこれから管理をして収入を上げていき、地域で付加価値をつけたいという話もしておりました。認定農業者を目指して、地主の方も入った法人の会社ですが法人が借受をして作業員 4 人で管理をし、やっていきたいということでもあります。今後に向けて一生懸命努力をしたいという事でした。

議長 議案第 22 号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 22 号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり可決されました。



日程第8 その他を議題といたします。

「平成28年度第8回（11月）大正・十和農地部会の日程について」  
予定では、11月24日（木曜日）です。時間は午後になると思います。場所は  
きらら大正の予定です。

なお、日程を変更しなければならない場合は、できるだけ早めにお知らせい  
たしますのでご了承ください。

他に本日、協議、検討しておきたいこと、提案等はありませんか。

特に無いようですので、日程第8 その他は終了させていただきます。

これで、本大正・十和農地部会に付議されました案件はすべて終了いたしま  
した。

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、「平成28年度 四万十町農業委員会第7回大正・十和農  
地部会」を閉会いたします。

ご審議、ご協力ありがとうございました。